

正誤表

(令和7年8月18日)

要項に下記のとおり誤記等がありましたので訂正・修正いたします。

N0.	正誤箇所	誤	正
1	2. 賃借物件の概要 (1) 土地の概要	景観法（町条例）	景観法に基づく景観計画（白浜町景観条例）
		※「白浜町開発事業及び中高層建築に関する指導要綱」の規程あり。	※「白浜町開発事業及び中高層建築に関する指導要綱」の規定あり。
2	2. 賃借物件の概要 (3) 注意事項	・各種法令順守に努めること。	・各種法令遵守に努めること。
		温泉使用については提案者において対応すること。	温泉権利の確保・申請・配湯等に関する手続きは、提案者の責任において対応すること。
		南湯崎公園（都市計画公園）は現在指定解除の審議中である。	南湯崎公園（都市計画公園）は現在除外審議中である。
3	3. 公募から貸付開始までの流れ	手続名称【優先交渉者の決定】	手続名称【賃借候補者の決定】
		手続名称【本契約_____】	手続名称【本契約（貸付開始）】
4	4. 応募	本募集への応募にあたっては、参加表明の後に提出書類の提出を行います。 参加表明を行わない場合、または応募資格を満たさない場合は応募できません。 参加表明後、売却候補者の選定前までに無効となる事項が判明した場合は、応募を無効とします。 なお、この処分により生ずる損害は応募者の負担とし、町は一切負担しません。	本募集への応募にあたっては、参加表明の後に提出書類の提出を行います。 参加表明を行わない場合、または応募資格を満たさない場合は応募できません。 参加表明後、賃借候補者の選定前までに無効となる事項が判明した場合は、応募を無効とします。 なお、この処分により生ずる損害は応募者の負担とし、町は一切負担しません。
5	4. 応募 (1) 応募資格 ①	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者及び同条2項に該当し一般競争に参加できない者でないこと。	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び同条第2項に該当しない者であること。

6	4．応募 (1)応募資格 ②	参加表明時点において、白浜町税、消費税及び地方消費税に未納がない者であること。法人が参加表明を行う場合は、当該法人だけでなく <u>打評者</u> も白浜町税、消費税及び地方消費税の未納がないこと。	参加表明時点において、白浜町税、消費税及び地方消費税に未納がない者であること。法人が参加表明を行う場合は、当該法人だけでなく <u>代表者</u> も白浜町税、消費税及び地方消費税の未納がないこと。
7	4．応募 (1)応募資格 ③	会社更生法（平成１４年法律第１５４条第１７条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないもの（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。	会社更生法（平成１４年法律第１５４号）または民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく更生手続きまたは再生手続き開始の申立てがなされていない（申立てがなされた者であっても計画認可決定が確定した者を除く。）こと。
8	4．応募 (1)応募資格 ④	会社法（平成１７年法律第８６号）第４７５条若しくは第６４４条の規定に基づく精算の開始または破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条若しくは第１９条の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。	会社法（平成１７年法律第８６号） <u> </u> の規定に基づく清算、又は <u> </u> 破産法（平成１６年法律第７５号） <u> </u> の規定に基づく破産が開始されていない者であること。
9	4．応募 (2)応募の無効 ③	応募者その他の重大な過失により、違法、不正、 <u> </u> な状態となった応募	応募者その他の重大な過失により、違法 <u>または不正</u> な状態となった応募
10	4．応募 (2)応募の無効 ④	違法、 <u> </u> 不正な手段による応募をしたときの全ての応募	違法 <u>又は</u> 不正な手段による応募をしたときの全ての応募
11	4．応募 (2)応募の無効 ⑤	参加表明書等及び提案書類の提出期限を経過した後に応募	参加表明書等及び提案書類の提出期限 <u> </u> 後の応募
12	4．応募 ③参加表明	提　出　先 <u> </u> 白浜町役場　総務課　企画政策係 kikaku@town.shirahama.lg.jp	提　出　先 <u>〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町 1600 番地</u> 白浜町役場　総務課　企画政策係 kikaku@town.shirahama.lg.jp

1 3	4. 応募 (4)参加表明の取消し	【参加表明取消 <u>申込書</u> 】	【参加表明取消 <u>申出書</u> 】
1 4	4. 応募 (5)現地説明会のご案内	参加表明書を提出いただいた方へ _____現地説明会のご案内を送付します。	参加表明書を提出いただいた方 <u>に</u> <u>は9月19日頃に</u> 現地説明会のご案内を送付します。
1 5	5. 現地説明会	現地説明会は約5日前にご案内します。	<u>※削除</u>
1 6	6. 質問 (1)受付	質問は__現地説明会で行う場合を除き、参加表明を行った者が_____ _____原則_____電子メールにより受け付けます。	質問は、 <u>現地説明会で行う場合を除き、参加表明を行った者からのものに限り、原則として町が</u> 電子メールにより受け付けます。
1 7	7. 提案 (1)提案書類	3箇月	3 <u>ヶ月</u>
		① 提案説明書（指定様式__） ◇ 応募者の状況、事業計画	① 提案説明書（__様式 <u>4</u> ） ◇ 応募者の状況、事業計画
			<u>② 見積書（様式5）</u> <u>◇ 年額とする。</u>
1 8	7. 提案 (2)提出方法	提出先 _____ _____白浜町役場 総務課 企画政策係 kikaku@town.shirahama.lg.jp	提出先 <u>〒649-2211 和歌山</u> <u>県西牟婁郡白浜町 1600 番地</u> 白浜町役場 総務課 企画政策係 kikaku@town.shirahama.lg.jp
1 9	7. 提案 (3)提案書類の留意事項 ⑤	町は、提出書類を <u>売却</u> 候補者の選定のみに使用し、他の目的には使用しません。 ただし、裁判所に開示を命ぜられた場合、又は白浜町情報公開条例（平成18年条例第10号）その他の法令に基づき開示する必要がある場合は、必要な範囲において開示することがあります。	町は、提出書類を <u>貸借</u> 候補者の選定のみに使用し、他の目的には使用しません。 ただし、裁判所に開示を命ぜられた場合、又は白浜町情報公開条例（平成18年条例第10号）その他の法令に基づき開示する必要がある場合は、必要な範囲において開示することがあります。
2 0	8. 貸借候補者の選定 (3)評価の方法等 ①	第Ⅰ段階で応募者の状況及び事業計画の評価を行い、審査員7名の評価点のうち、最高点数と最低点数を除き平均値を算出する。そのうち上位2者を選出し、第2段階	第Ⅰ段階で応募者の状況及び事業計画の評価を行い、審査員7名の評価点のうち、最高点数と最低点数を除き平均値を算出する。そのうち上位2者を選出し、第2段階

		で <u>購入</u> 希望額の評価点を加えて、最終評価（最大評価点 120 点）とする。	で <u>賃借</u> 希望額の評価点を加えて、最終評価（最大評価点 120 点）とする。
2 1	8. 賃借候補者の選定 (3)評価の方法等 ④【計算式】	$\frac{\text{第Ⅱ段階被評価者の賃借希望額}}{\text{第Ⅱ段階被評価者の賃借希望額のうち最高価格}} \times 100$	<u>（当該応募者の賃借希望額／第Ⅱ段階被評価者の賃借希望額のうち最高価格）</u> $\times 20$
2 2	8. 賃借候補者の選定 (6)その他	賃借候補者の選定後、契約締結前までに無効（ <u> </u> (2)応募の無効参照）となる事項が判明した場合は、賃借候補者の選定を取り消します。	賃借候補者の選定後、契約締結前までに無効（ <u>4. 応募</u> (2)応募の無効参照）となる事項が判明した場合は、賃借候補者の選定を取り消します。
2 3	9. 契約の締結 ①	審査会が決定した賃借候補者と協議の上、賃貸借契約に関する覚書を締結します。この覚書は当該地の都市計画公園の変更審議完了を経て、 <u> </u> 賃貸借契約を締結します。	審査会が決定した賃借候補者と協議の上、賃貸借契約に関する覚書を締結 <u>することとし、当該地の都市計画公園からの除外後、本覚書に基づき</u> <u> </u> 賃貸借契約を締結します。
2 4	1 1. 貸付条件 (1) 施工期限	本物件の賃貸借契約を締結した日の翌日から起算して1年以内に着手し、3年以内に稼働を開始することとします。なお、事業の設計を行う場合は設計の開始時点を事業着手とします。	本物件の賃貸借契約を締結した日の翌日から起算して1年以内に着手し、3年以内に稼働を開始することとします。なお、事業の設計を行う場合は設計の開始時点を事業着手とします。 <u>また、やむを得ない事由等により遅延が生じる場合は速やかに報告し、対応の協議に努めてください。</u>
2 5	1 1. 貸付条件 (3)転貸し	本物件の第三者への貸付けは <u>認め</u> ません。ただし、提案内容を実現するために必要とする場合など、特別の事情がある <u> </u> 場合はこの限りではありません。	本物件の第三者への貸付 <u>は原則認</u> めません。ただし、提案内容を実現するために必要とする場合など、特別の事情が <u>あり事前に承認を得た</u> 場合はこの限りではありません。
2 6	1 1. 貸付条件 (4)	保険公課 本公募に係る土地建物の最低価額及び積算等は本公募独自のものであって、国税・地方税その他の計	<u>租税</u> 公課 本公募における賃料算定は本公募独自の基準によるものであり、国税・地方税その他の計算とは直接

		<u>算とは関係ありません。</u>	<u>の関係はありません。</u>
27	11. 貸付条件 (5)	解除又は違約金の請求	解除及び原状回復
28	13. 問い合わせ先他	<u>13.</u>	<u>12.</u>
29	様式1	1. 本プロポーザル募集要項に定める参加資格を満たして__ること。	1. 本プロポーザル募集要項に定める参加資格を満たして <u>い</u> ること。
30	様式5	「宿泊施設等誘致のための白浜町字瓜切地内町有地」貸付に係る公募型プロポーザルについて、当該募集要項及び関係書類の内容を承諾の上、 <u>購入</u> 希望額として、上記の金額を見積もります。	「宿泊施設等誘致のための白浜町字瓜切地内町有地」貸付に係る公募型プロポーザルについて、当該募集要項及び関係書類の内容を承諾の上、 <u>賃借</u> 希望額として、上記の金額を見積もります。
		<u>・建物の見積額は消費税及び地方消費税を含む額を記載すること。</u>	<u>・見積額は年額とすること。</u>